

子どもの貧困対策 令和3年度関連事業一覧

| 区分 | 項目 | 主要事業 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------------------|----|------|---|--|-------------------|
| 教育の支援 | | | | | |
| 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校 | | | | | |
| | | | 〈スクールカウンセラー等配置事業〉 ①スクールカウンセラー配置事業 ②佐賀県スクールカウンセラー配置事業 ③県立学校スクールカウンセラー配置事業 | 児童生徒が抱える様々な悩みや問題を解決するとともに、各学校の教育相談体制の更なる充実を図るため、すべての市町立学校及び県立学校に対し、スクールカウンセラーを配置する。 | 学校教育課生徒支援室 |
| | ○ | | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 学校だけでは解決できない問題に対し、家庭や関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るため、市町立学校及び県立学校に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を整備する。 | 学校教育課生徒支援室 |
| | | | 学校・家庭・地域連携協力推進事業 | 地域住民等の参画による様々な地域学校協働活動を行うことで、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。 | まなび課 |
| 生活困窮世帯等への学習支援 | | | | | |
| | ○ | | 学習支援ボランティア事業 | 学習習慣の習得及び基礎学力の定着を目的として、ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを活用し学習支援や学習相談に応じる。 | こども家庭課 |
| | | | 放課後等補充学習支援事業 | 基礎学力の定着や学習への意欲づけと学習習慣の確立を図ることを目的として、県内の市町立中学校において、学習内容の定着が十分に図れていない生徒に対して、地域の人材を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行う。 | 教育振興課 |
| | | | 【再掲】 学校・家庭・地域連携協力推進事業 | 地域住民等の参画による様々な地域学校協働活動を行うことで、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。 | まなび課 |
| 教育費負担の軽減 | | | | | |
| | | | 私立高等学校等就学支援金 | 家庭の教育費負担軽減を目的として、私立高等学校等授業料相当額もしくはその一部を支援(授業料に充てるものとして支給) | 法務私学課私立中高・専修学校支援室 |
| | | | 私立高等学校授業料減免補助 | 家庭の教育費負担軽減を目的として、私立高等学校が行う授業料減免措置に対して助成を行う。 | 法務私学課私立中高・専修学校支援室 |
| | | | 私立高等学校等入学金補助 | 家庭の教育費負担軽減を目的として、私立高等学校が行う入学金減免措置に対して助成を行う。 | 法務私学課私立中高・専修学校支援室 |
| | | | 公立高等学校等就学支援金 | 家庭の教育費負担軽減を目的として、高等学校等授業料相当額を支援(授業料に充てるものとして支給) | 教育総務課 |
| | | | 奨学のための給付金事業 | 高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費の負担軽減のため給付支援を行う制度。 | 教育総務課 |
| | ○ | | 佐賀県育英資金 | 経済的理由により高校等の修学を断念することが無いように、無利子で育英資金を貸与し、将来有為の人材育成を目的とする。 | 教育総務課 |
| | | | 私立高等学校等奨学のための給付金事業 | 高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費の負担軽減のため給付支援を行う制度。 | 法務私学課私立中高・専修学校支援室 |
| | | | 私立中学校授業料軽減補助 | 家庭の教育費負担軽減を目的として、私立中学校が行う授業料減免措置に対して助成を行う。 | 法務私学課私立中高・専修学校支援室 |
| | | | 生活保護扶助費 (うち進学時の支援) | 教育費負担の軽減を目的として、子供が高等学校等に進学する際には被保護世帯に対し、入学料、入学考査料等を支給する。 | 福祉課 |

| 区分 | 項目 | 主要事業 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 | |
|-----------------------|------------|------------------------|--|--|--------|--|
| | | | 生活保護扶助費 (うち教育扶助) | 教育費負担の軽減を目的として、被保護世帯の子供の教材代や給食費等を支給する。 | 福祉課 | |
| | | | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るために、必要な資金の貸付を行う。 | こども家庭課 | |
| | その他 | | | | | |
| | | | ニート自立支援事業 | 若者サポートステーション(佐賀・武雄)における心理面でのサポートを充実させることを目的として臨床心理士の配置やアウトリーチによる就労支援の充実を図る。 | こども未来課 | |
| | | | 幼児教育等振興費 | 幼児期に取り組むべき教育の内容について教職員の研修を通じ改善充実を図る | 学校教育課 | |
| | | | 私立学校指導者研修事業費補助 | 私立学校教育の振興を目的として、教員研修事業を行う私立学校で構成する団体に対し補助する。 | こども未来課 | |
| | | | 生涯学習センター事業 | 生涯学習の振興を図ることを目的に、県民に対して、生涯学習センターにおいて人材育成事業、学習機会提供事業、交流推進事業を行う。 | まなび課 | |
| | | | 特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、県立特別支援学校の児童又は生徒に対して、教科用図書を購入費等の全部又は一部を支弁する。 | 教育振興課 | |
| | | | 私立幼稚園特別支援教育費補助 | 障害児教育の振興を目的として、私立幼稚園における障害児の教育に要する経費を補助する。 | こども未来課 | |
| | | | 私立学校運営費補助(専修・各種学校) | 私立専修学校、各種学校の教育条件の維持・向上、保護者負担の軽減のため、運営に要する経費の一部を補助 | 法務私学課 | |
| | | 要保護等児童生徒援助費 (学校給食費) | 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 | 保健体育課 | | |
| | | 少年自然の家管理運営費 | 子どもたちの生きる力を育むことを目的として、県民に対して、体験活動等を提供するために青少年教育施設の管理運営を行う。 | まなび課 | | |
| 生活の安定に資するための支援 | | | | | | |
| 保護者及び子どもへの生活支援 | | | | | | |
| | | | 生活保護扶助費 (うち生活扶助、教育扶助) | 被保護世帯の自立支援を目的として、生活保護制度による生活扶助や教育扶助により被保護世帯に対し、居宅生活時の生活費及び在校時の給食費等を支給する。 | 福祉課 | |
| | | | ひとり親家庭サポートセンター運営費 | ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の親等に対する事業を総合的に行う機関として設置している佐賀県ひとり親家庭サポートセンターの運営を行う。 | こども家庭課 | |
| | | | 生活困窮者自立相談支援事業 (うち相談事業) | 生活困窮者の自立支援を目的として、自立相談支援機関がコーディネート機能を発揮しながら、関係機関と連携し、生活困窮者家庭に対する伴走的な支援を実施する。 | 福祉課 | |
| | | | 生活困窮者家計改善支援等事業 (うち就労準備支援事業) | 被保護世帯及び生活困窮者の就労支援を目的として、直ちに一般就労による自立が困難な方に対する就労準備支援(日常生活支援、社会生活支援、経済自立支援)を行う。 | 福祉課 | |
| | | | 施設型給付費県負担金等 | 特定教育・保育施設における円滑な運営を目的として、必要な経費を負担する。 | こども未来課 | |

| 区分 | 項目 | 主要事業 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|---------------------------|----|------|--|--|--------|
| | | | 地域子ども・子育て支援事業費補助金 | 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るため、一時預かりや病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を実施する市町に対し補助を行う。 | こども未来課 |
| | | | 私立幼稚園運営費補助 | 私立幼稚園等の教育条件の維持及び向上等を目的として、運営に要する経費を補助する。 | こども未来課 |
| | | | 私立幼稚園教育改革推進特別経費補助 | 私立幼稚園等における預かり保育等の推進を目的として、事業の実施に必要な経費を補助する。 | こども未来課 |
| | | | 保育所等緊急整備事業 | 県民が子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、安心こども基金を活用し保育所等の新設や老朽化に伴う改築等に必要な経費を補助する。 | こども未来課 |
| | | | 放課後児童クラブ整備費補助 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、放課後の時間を安全・安心に過ごせるよう、市町が実施する放課後児童クラブの施設整備を行うための経費に対して補助を行う。 | こども未来課 |
| | | | 児童保護措置費(養護施設等) | 県(保健福祉事務所)が措置した町在住者が母子生活支援施設等に入所した際の事務費及び事業費の支弁を目的とし、各施設等に対して措置費(扶助費)の支弁を行う。 | こども家庭課 |
| | | | 児童入所施設措置費等県負担金 | 市が措置した市在住者に対し市が支弁した額に対する一部負担を目的とし、各市に対して該当経費の1/4の負担金の支払いを行う。 | こども家庭課 |
| | | | 児童養護施設等入所児童自立支援事業(身元保証人確保対策事業) | 施設等から退所した児童や女性が就職又は住居を賃貸する際に、施設長等が保証人となった場合に、保証人が損害保険に加入する費用を補助する。 | こども家庭課 |
| | | | 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助 | 児童養護施設等の退所児童等に対して、就職、大学等のために必要な経費や資格取得のための経費の貸付を行い自立を支援する。 | こども家庭課 |
| | | ○ | 18歳の巣立ち応援事業 | 児童養護施設等の入所児童及び退所児童に対して、退所後の継続支援計画の作成、生活相談、就労相談を実施することにより、将来の自立に向けた支援を行う。 | こども家庭課 |
| | | ○ | 「子どもの居場所を支える地域の力」マッチング強化事業 | 子どもの貧困対策の推進を図ることを目的として、「子どもの居場所」運営者に対して、運営に必要な地域資源(食材や物資、場所や体験機会など)を提供するマッチング支援、居場所運営者と支援者が集い、情報交換を行う交流会を開催する。 | こども家庭課 |
| | | | 養育費確保支援事業 | 離婚後の子どもの養育費について公正証書等の債務名義の作成費、養育費の保証契約初回手数料を補助する。 | こども家庭課 |
| 妊娠・出産・育児への切れ目のない支援 | | | | | |
| | | | 児童虐待防止市町支援事業費補助(乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業) | 乳児:全ての乳児のいる家庭を訪問し不安や悩みの傾聴、相談、情報提供をすることを目的とし、事業実施市町に対して補助を行う。 養育:乳児家庭全戸訪問事業で特に養育支援が必要な家庭に対する相談支援を目的とし、事業実施市町に対して補助を行う。 地域ネット:要保護児童対策調整機関職員の専門性向上の取組、地域ネットワーク関係機関の連携強化を図る。 | こども家庭課 |
| | | ○ | 妊娠・出産包括支援事業(相談対応・支援体制) | 母子保健や育児に関する様々な相談に対応するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制(子育て世代包括支援センター)の構築を図ることを目的として、市町に対して開設準備経費や運営費の補助を行う。 | こども家庭課 |
| | | | 妊娠・出産包括支援事業(妊娠・出産包括支援) | 妊娠・出産包括支援事業(利用者支援事業及び産前・産後サポート事業、産後ケア事業)の実施を目的として、市町に対して体制整備を推進する。 | こども家庭課 |
| その他 | | | | | |
| | | | 子ども・若者育成支援推進事業 | 子ども・若者に関する様々な相談を専門の機関へつなげることを目的として佐賀県子ども・若者総合相談センターを開設し、ワンストップの相談サービスを行う。 | こども未来課 |

| 区分 | 項目 | 主要事業 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------------------------|----|------|-------------------------------------|--|--------|
| | | | 保育士修学資金貸付等事業費補助 | 保育人材の確保を図ることを目的として、保育士資格を目指す学生の修学資金や潜在保育士の再就職に必要な費用を貸し付ける。 | こども未来課 |
| | | | 県内保育施設の就職支援事業 | 県内保育施設への保育士の就職を促進することを目的として、職場環境の改善や潜在保育士のトライアル雇用に取り組む保育所等に対し必要な経費を補助する。 | こども未来課 |
| | | | 【再掲】 ニート自立支援事業 | 若者サポートステーション(佐賀・武雄)における心理面でのサポートを充実させることを目的として臨床心理士の配置やアウトリーチによる就労支援の充実を図る。 | こども未来課 |
| | | | 児童虐待防止市町支援事業 (児童福祉司等専門性向上研修) | 児童福祉司等の研修を実施し、児童福祉業務従事者の資質向上を図る。 | こども家庭課 |
| | | | 児童虐待対策事業(児童虐待関係職員研修) (総合福祉センター) | 国が実施する研修等に参加し、虐待対応の専門的知識や技術等を習得する。 | こども家庭課 |
| | | | 児童虐待対策事業(心理療法担当職員の配置) (総合福祉センター) | 専門性確保・機能強化を図るために専門職を配置する | こども家庭課 |
| | | | 母子・父子自立支援員設置活動費 | ひとり親家庭の自立を目的として、母子・父子自立支援員が各種相談対応や必要な情報提供を行う。 | こども家庭課 |
| | | | 生活保護安定運営対策等事業 (うち、関係職員等研修・啓発事業) | 相談職員の資質向上を目的として、国が実施する研修に生活保護業務に従事するケースワーカー、査察指導員、就労支援員が参加する。 | 福祉課 |
| | | | 生活保護扶助費 (うち住宅扶助) | 住宅に関する支援を目的として、生活保護制度による住宅扶助により、被保護世帯に対して家賃等を支給する。 | 福祉課 |
| | | | 生活困窮者自立相談支援事業 (うち住居確保給付金) | 住宅に関する支援を目的として、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に対して住居確保給付金を支給する。 | 福祉課 |
| 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | | | | | |
| ひとり親家庭の親への就労支援 | | | | | |
| | | | 訓練手当等支給費 | ひとり親家庭の親等、真に社会的自立を必要とするものに対し、職業訓練受講中の生活の安定を図るため訓練手当を支給。 | 産業人材課 |
| | | | 自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の親が職業能力の開発を図るための教育訓練を受講修了した際に、対象講座の受講料の6割相当額を自立支援教育訓練給付金として支給。 | こども家庭課 |
| | | ○ | 高等職業訓練促進給付金事業 | ひとり親家庭の親が資格取得を目的として1年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、高等職業訓練促進給付金を支給し、養成機関修了後に高等職業修了支援給付金を支給。 | こども家庭課 |
| | | | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助 | ひとり親家庭の親の資格取得を目的として、養成学校において必要となる入学準備金や就職準備金の貸付を行う。 | こども家庭課 |
| | | | ひとり親家庭等在宅就業推進事業 | 自立に向けて安定した生活を得ることを目的として、ひとり親家庭の親に対してITに関する基礎的なスキルの習得等のための研修を実施する。 | こども家庭課 |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | | | | | |
| | | ○ | 次世代働き方改革モデル実践事業 | 多様な働き方ができる環境を実現するため、専門家による企業の課題解決の個別支援を行い、取組事例を広く発信する。 | 産業人材課 |

| 区分 | 項目 | 主要事業 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|----|------|-----------------------------------|--|--------|
| その他 | | | | | |
| | | | 若年者・就職氷河期世代就職支援事業 ＜ジョブカフェSAGA＞ | 概ね45歳未満及び就職氷河期世代の求職者を対象に併設のヤングハローワークSAGAと一体的な運営を行い、職業適性診断、書類添削・面接指導、各種セミナーの開催、職場定着支援など総合的な就職支援サービスを提供する。 | 産業人材課 |
| | | | 就労・再チャレンジサポート事業 | ITや介護の基礎技術、関連知識及び多様な就業能力を習得するための職業訓練（一部託児サービスの提供あり） | 産業人材課 |
| | | | 佐賀県就活サポート事業 | 子育て世代を対象とした就活フェスタ（子育て世代の就業に協力的な企業による合同就職説明会及び仕事への不安や悩みなどの個別相談、家庭と仕事両立不安解消のためのワークショップ）の開催 | 産業人材課 |
| | | | 被保護者就労支援事業 | 被保護者に対する職業生活の安定と向上を目的として、就労支援員による支援や、ハローワークとのチーム支援、職業紹介などきめ細かい支援を実施する。 | 福祉課 |
| 経済的支援 | | | | | |
| | ○ | | 児童扶養手当給付費 | ひとり親家庭の母または父などに対し、生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために児童扶養手当を支給する。 | こども家庭課 |
| | | 【再掲】 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るために、必要な資金の貸付を行う。 | こども家庭課 |
| | | 【再掲】 | 生活保護扶助費 (うち進学時の支援) | 教育費負担の軽減を目的として、子供が高等学校等に進学する際には被保護世帯に対し、入学金、入学検査料等を支給する。 | 福祉課 |
| | | 【再掲】 | 生活保護扶助費 (うち教育扶助) | 被保護世帯の自立支援を目的として、生活保護制度による生活扶助や教育扶助により被保護世帯に対し、居宅生活時の生活費及び在校時の給食費等を支給する。 | 福祉課 |
| | ○ | 【再掲】 | 佐賀県育英資金 | 経済的理由により高校等の修学を断念することが無いように、無利子で育英資金を貸与し、将来有為の人材育成を目的とする。 | 教育総務課 |
| | | 【再掲】 | 養育費確保支援事業 | 離婚後の子どもの養育費について公正証書等の債務名義の作成費、養育費の保証契約初回手数料を補助する。 | こども家庭課 |
| | | | ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭の福祉の増進を目的として、ひとり親家庭等医療費助成を実施するに市町対して、補助金を助成する。 | こども家庭課 |
| | | | 子どもの医療費助成 | 市町の事業である子どもの医療費助成について、県から市町に対して補助を行う。 | こども家庭課 |